

手続きにあたってのご注意

◆下記の（１）、（２）のいずれかに該当する場合は申し込み書類のご提出は必要ございませんが、その旨を確認させていただきたく、一般社団法人 日本音楽著作権協会（JASRAC）九州支部までご連絡くださるようお願い申し上げます。

（１）日本音楽著作権協会の管理作品を利用していない場合

- ・著作権消滅作品のみを使用するとき
- ・日本音楽著作権協会（JASRAC）非管理作品のみを使用するとき ※それぞれの作品の著作権者の許諾を得る必要があります。

（２）著作権法第 38 条 1 項の規定により自由利用が認められる場合

以下の（a）～（c）の 3 つの要件を全て満たすとき

- （a）営利を目的としない
- （b）聴衆または観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。）を受けない
- （c）実演家に報酬が支払われない

◆次に掲げる場合には、前記「著作権法第 38 条 1 項の規定により自由利用が認められる場合」に該当せず、著作権の手続きが必要となりますのでご注意ください。

- ① 次の方が主催又は共催などの形で催物を行っているとき
 - ・営利法人（株式会社、有限会社など）
 - ・営利を目的とする団体又は個人
- ② ①にあげた会社、団体などが後援、協賛などの従的な形で催物に関与している場合であっても、実態はそれら会社、団体などが催物を行っているとき
- ③ 入場料（名目を問わない）があるとき、また会員の家族、友人などへの配布を目的とした整理券を会員間などに有料で配布し、その整理券がなければ入場できないとき
- ④ 特定の商品や、プログラムなどを購入した方でなければ入場できないとき
- ⑤ 年会費などの会費を徴収し、それらの会費を納めた方でなければ入場できないとき
- ⑥ 出演者（実演家）に報酬が支払われるとき、あるいは、出演者（実演家）に交通費・宿泊費の実費を超える金銭、又は常識的範囲を超える弁当代、若しくは物品等が渡されるとき
- ⑦ ⑥のような直接的な報酬がなくても、当該実演家の CD、カセットテープなどの買い取り、即売など実演家の収益につながるようなサービスを条件に実演家（歌手、伴奏者等）が本出演あるいはゲスト出演などするとき

◆下記のような方法で音楽を利用される場合にも、利用許諾手続きが必要です。

詳しくは JASRAC 本部（TEL：03-3481-2121）の各担当セクションまでお問い合わせください。

- ・プログラムやチラシなどに、楽譜や歌詞を載せる
 - 【複製部出版課】
TEL：03-3481-2170 FAX：03-3481-2197
メール：shuppan-contact@jasrac.or.jp
- ・CD、レコード、テープ、DVD や Blu-ray などに音楽を録音する
 - 【複製部録音・ビデオグラム課】
TEL：03-3481-2169 FAX：03-3481-2744
メール：rokuon-contact@jasrac.or.jp

その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

一般社団法人
日本音楽著作権協会（JASRAC）
九州支部

〒812-0012
福岡市博多区博多駅中央街 1-1
新幹線博多ビル 7F

TEL：092-441-2285
FAX：092-441-4218